

- ① 物価高、光熱費等の上昇への対応としての生活保護費（生活扶助費）の引き上げを求める。また、猛暑が続く中、夏季加算の創設を求める。

（答）

- 1 生活扶助基準は、一般国民生活の消費水準との比較における相対的なものとして設定するという考え方から、国民の消費動向や社会経済情勢などを総合的に勘案し、必要に応じて改定を行うこととしております。
- 2 一般的に、物価は、価格の動向のみを示すもので必ずしも消費支出の動向を示すものではなく、また、毎月ある程度変動があるものであることから、その動向によって生活扶助基準額を見直すことは慎重に検討する必要があると考えております。
- 3 引き続き、一般国民の消費動向を注視し、社会経済情勢の変化等を総合的に勘案して、生活扶助基準の改定の必要性を判断してまいります。
- 4 夏季加算の創設については、平成26年の生活保護基準部会において光熱費支出額が増加する月を検証したところ、夏季に増加する実態は確認できなかったことから、慎重な検討が必要と考えております。

（社会・援護局保護課）

② 地方創生臨時交付金を迅速、効果的に使い、国の支援がいきわたらない事業者や困窮世帯を直接支援するよう働きかける。

(答)

- 地方創生臨時交付金については、先月、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者をより重点的・効果的に支援するため、予算額6,000億円の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設したところです。
- 今般創設された重点支援地方交付金は、各自治体において、より重点的・効果的に活用されるよう、生活者支援や事業者支援として効果的と考えられる推奨事業メニューを国から示しており、低所得世帯や中小企業等の事業者に対する支援も含まれております。

(内閣府地方創生推進室)

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設する。

- 予算額：6,000億円（コロナ・物価予備費 追加額4,000億円+既定予算2,000億円）
- 交付対象：都道府県及び市町村
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。
以下に効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。（詳細は、2頁参照）

| 推奨事業メニュー | |
|--|--|
| (生活者支援) ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 | (事業者支援) ⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援 |

※地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

- 算定方法：人口や物価上昇率等を基礎として算定

(参考)

推奨事業メニュー

生活者支援

- ① エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援

住民税非課税世帯以外の世帯を含む低所得世帯を対象とした、電力・ガスを含むエネルギー・食料品価格等の物価高騰による負担を軽減するための支援

※ 住民税非課税世帯には、「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」として、1世帯当たり5万円をブッシュ型で給付。

- ② エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援

物価高騰による小中学生の保護者の負担を軽減するための小中学校等における学校給食費等の支援

※ こども食堂に対する負担軽減のための支援やヤングケアラーに対する配食支援等も可能。

- ③ 消費下支え等を通じた生活者支援

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者に対してプレミアム商品券や地域で活用できるマイナポイント等を発行して消費を下支えする取組などの支援

- ④ 省エネ家電への買い換え促進による生活者支援

家庭におけるエネルギー費用負担を軽減するための省エネ性能の高いエアコン・給湯器等への買い換えなどの支援

事業者支援

- ⑤ 医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援

医療機関、介護施設等、障害福祉サービス施設等、保育所等、公衆浴場等に対するエネルギー・食料品価格の高騰分などの支援

- ⑥ 農林水産業における物価高騰対策支援

農業者が構成員となる土地改良区における農業水利施設の電気料金高騰に対する支援や、高騰する化学肥料からの転換に向けた地域内資源を活用する独自の取組などの支援

- ⑦ 中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援

中小企業に対するエネルギー価格高騰の影響緩和や省エネ・質上げ環境の整備などの支援

- ⑧ 地域公共交通や地域観光業等に対する支援

地域公共交通事業者や地域観光事業者等(飲食店を含む)に対するエネルギー価格高騰の影響緩和、省エネ対策、地域に不可欠な交通手段の確保、コロナ禍にあつての事業継続、地域特性を踏まえた生産性向上に向けた取組などの支援

※ 地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると考えるものについては、実施計画に記載して申請可能。

③ 特例貸付利用者の破産申立等がすでに急増しており、償還が始まる23年1月以降、自殺者の増加等、一層深刻な事態となることが強く懸念される。 償還免除の範囲の抜本的拡大と家計状況に応じた柔軟な償還猶予・少額返済の容認、多重債務を解決しつつ生活再建を支援する相談支援体制の拡充・広報の徹底を求める。

(答)

- 1 緊急小口資金等の特例貸付の償還免除要件については、特例貸付開始時には、「償還時において、なお所得の減少が続く住民税非課税世帯」としていたところ、償還免除の判定における確認対象は、借受人及び世帯主に限ることとして、柔軟に運用しています。
- 2 その上で、令和5年1月から特例貸付の返済が必要な方に対しては、生活困窮者自立支援制度における自立相談支援や家計改善支援等のほか、
 - ・ 返済開始後に、借受人及び世帯主が住民税非課税となった場合は残債を一括して免除すること、
 - ・ 死亡や失踪宣告、生活保護の受給、重度障害者の認定、自己破産等の一定の要件を満たす場合には残債の全部又は一部を免除できること
 - ・ やむを得ない事情により返済が困難な方に対しては、返済を猶予するなど、返済開始後の状況の変化に応じて、きめ細やかに対応してまいります。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

- ④ 貸付でもない生活保護でもない「給付付き税額控除制度」や最低生活費を下回る収入の世帯に資産調査なしで、生活扶助相当額を給付する制度の新設を求める。

(答)

- 1 生活にお困りの方を幅広く支援するため、平成27年度に生活困窮者自立支援制度を創設し、全国に設置された相談窓口において住居確保給付金の支給や、就労準備、家計改善の支援等を行っています。
- 2 また、生活保護については、利用しうる資産等を活用することを要件に最低限度の生活を保障する制度であることから資産調査が必要となりますが、例えばコロナ禍において弾力的な運用を行うなど、社会状況などを踏まえ、必要な方に確実かつ速やかに保護を実施するための対応を行っています。
- 3 今後とも、支援を必要とする方に支援がしっかりと行き届くよう、個々の世帯の状況に応じ、寄り添った支援に取り組んでまいります。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

(社会・援護局保護課)

- ⑤ 住居確保給付金制度を拡充・恒久化するなど民間賃貸住宅に暮らす低所得者を対象にした恒久的な家賃補助制度を創設するとともに、入居費用の無利子貸し付け制度の創設を求める。高齢者、ファミリー世帯だけでなく、若年単身者も含めたすべての低所得者を対象とする。

(答)

- 1 住居確保給付金は、就職に向けて住居を確保することを目的に家賃相当額を給付する制度であることから、家計改善支援等も組み合わせながら、生活困窮者自立支援制度全体で個々の状況に応じて自立に向けた寄り添った支援に取り組んでいくこととしています。
- 2 また、低所得世帯であって敷金や礼金などの入居費用を用意することが困難な場合については、市町村の社会福祉協議会へご相談ください。
※生活福祉資金貸付のうち、総合支援資金(住宅入居費)の貸付限度額は40万円以内、
保証人ありの場合は無利子、保証人なしの場合は年1.5%。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

(担当 国土交通省住宅局)

貧困問題の抜本的解決を求める院内集会＆対話集会 要請項目（令和4年10月20日）

⑥公営住宅の入居要件を緩和、60歳未満、単身でも入居できるようすることを求める。

(答)

- 公営住宅については、公営住宅法令上では、単身世帯でも入居可能であり、その入居要件については、地域の実情に応じて、地方公共団体が条例等で必要に応じて規定されることとなっております。
- また、条例において同居親族要件自体は存続しているものの、空室の目立つ団地（住戸）などを対象として、これまで応募資格がなかった若年単身者等の応募の受付を開始した事業主体もあるなど、地域の実情に応じた取組も実施されているところです。
- 国土交通省といたしましては、担当者会議や研修等において取組事例の周知を実施してまいりるなど、引き続き、住宅困窮者の居住の安定の確保に努めてまいります。

貧困問題の抜本的解決を求める院内集会＆対話集会 要請項目（令和4年10月20日）

⑦居住支援協議会とも連携して、民間の空き家住宅や老朽化した公社住宅を民から公が借り上げて確保し、入居基準を緩和し、単身者でも外国籍の方でも入居できるようにすること。

(答)

- 公営住宅の供給方法として、地方公共団体が直接整備する方法の他に、民間事業者等の住宅を地方公共団体が借り上げて、公営住宅として供給することは制度上可能であり、実施にあたっては、各地方公共団体が決定することとしております。
- 借り上げ公営住宅においても、入居要件については直接整備する場合と同様であり、公営住宅法令上では、単身世帯でも入居可能となっています。入居要件については、地域の実情に応じて、地方公共団体が条例等で必要に応じて規定されることとなっております。
- また、外国籍の方については、永住許可を受けている者については入居申込資格を認めており、また、出入国管理及び難民認定法第19条の3第1項に規定する中長期在留資格者についても、地域の実情を勘案の上、可能な限り地域住民と同様の入居申込資格を認める取扱いとするよう公営住宅の事業主体に通知しているところです。
- さらに、居住支援協議会等との連携については、公営住宅の空き住戸を活用して、居住支援法人等に低廉な家賃で貸与し、住まいに困窮する方に対して、就労等を見据えた自立支援を行う取組みが可能となっており、国から地方公共団体に対し活用を推進しております。

- ⑧ 親族に対する扶養照会を廃止するか、少なくとも申請者の同意を要件とすること、生活必需品である自家用車の保有を認めること、保護開始時の資産要件を少なくとも最低生活費の3か月分とすることなど、運用を改善することを求める。

(答)

- 1 扶養義務者の扶養が保護に優先して行われることは、生活保護法に明記された基本原理であり、扶養照会は必要な手続きであると考えています。他方、要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等においては、その理由について丁寧に聞き取りを行うことを求めているところです。こうした扶養照会の適切な取扱いについて、自治体に対して周知徹底を行っております。
- 2 自動車については、資産に該当し、その維持費は生計を圧迫すると考えられることから、原則として保有は認められていないところです。自動車の保有要件の緩和については、一般世帯との均衡や自動車の維持費をどのように捻出するかという課題があります。
また、資産要件については、保護の補足性等を踏まえたものであると考えています。
- 3 生活保護が最後のセーフティネットとして適切に機能するよう努めてまいります。

(社会・援護局保護課)

- ⑨ 生活保護に対する忌避感を払しょくし補足率を高めるため、生活「保護」の名称変更、本格的で戦略的な政府広報を行うことを求める。

(答)

- 1 生活保護制度は最後のセーフティネットであり、生活保護を必要とする方に、確実かつ速やかに保護を実施することが重要と考えています。
- 2 そのため、自治体において、「保護のしおり」等を用いた、制度の仕組みを十分に説明する等の周知・広報や、福祉事務所が生活に困窮された方を把握できるよう、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関等の関係機関において、必要な方を福祉事務所につなぐなどの緊密な連携などに取り組んでいただいているものと承知しております。
- 3 また、厚生労働省としても、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえ、生活保護の申請が国民に認められた権利であることをホームページ等で周知することにより、ためらわずに福祉事務所にご相談いただくよう呼びかけています。

(社会・援護局保護課)

⑩ コロナ前の 2019 年 5 月に生活保護を利用している人数は 207 万 8707 人。20 年 5 月は 2 万人以上減って 205 万 7703 人、21 年 5 月はさらに約 1 万 7000 人減って 204 万 11 人。22 年 5 月はそこからさらに約 1 万 6000 人減って 202 万 3336 人（厚生労働省・被保護者調査より）。

増えるはずなのに減っている背景には、忌避感だけでなく水際作戦もあるはず。福祉事務所での水際、追い返しを止めるように指導を徹底すること、申請時の就労指導との切り離し、無料低額宿泊所などの施設入所を強制しないことを求める。

(答)

1 保護が必要な方に対して、確実かつ速やかに保護を行うことが重要と考えています。

例えば、施設入所の取扱いと保護の要件について不適切な説明をすることを含め、生活保護の申請権を侵害しないことはもとより、侵害していると疑われるような行為自体も厳に慎むよう、通知・事務連絡及び全国会議において、再三、各自治体に周知徹底を図っています。

2 生活保護が最後のセーフティネットとしての機能を果たすよう、引き続き周知徹底を行ってまいります。

(社会・援護局保護課)

⑪ 居住地を持たない要保護者にビジネスホテルおよび借り上げアパートの活用を求める。

(答)

1 住まいに困窮している方に対しては、一時生活支援事業により、衣食住に関する支援をしており、主にホテルやアパート等を借り上げて実施しています。

※施設形態の約94%はホテル・アパート等の借り上げ

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

⑫ 人権侵害を行う貧困ビジネス、団いが横行している。無料低額宿泊所の実態の把握および指導と保護行政の改善、その契約やサービス、居室の環境などの実態を、入所者に対する調査を通して明らかにし、それを公表することを通じて必要な規制を求める。

(答)

- 1 無料低額宿泊所については、いわゆる「貧困ビジネス」への規制の強化として、平成30年6月に社会福祉法を改正し、事前届出の義務付け、最低基準の整備、改善命令の創設等を行ったところです。
- 2 また、無料低額宿泊所の適切な運営を確保する観点から、「無料低額宿泊所の設備及び運営に関する指導指針について」（令和2年3月27日社援発0325第14号厚生労働省社会・援護局長通知）を定め、都道府県等により、入居者の処遇や生活環境など、最低基準に沿った事業運営がなされるよう指導の依頼を行っております。
- 3 さらに、保護の実施機関においては、無料低額宿泊所に居住する被保護者へ定期的に訪問活動を行い、生活実態の把握に努めるとともに、居住環境や施設における処遇について確認することとしております。その際、住環境が著しく劣悪な状態であることが確認された場合については、関係機関と連携し、より適切な他の施設への転居を促すよう依頼しております。

4 厚生労働省においては、このような取扱いを都道府県等に引き続き周知することにより、無料低額宿泊所の適正な事業運営に努めてまいりたいと考えております。

(社会・援護局保護課)

- ⑬ 居住地を持たない「ホームレス」状態にいる要保護者に対し、居宅生活を行う上で必要な支援を実施することを前提として、速やかに居宅生活へ移行するよう求める。

(答)

1 ホームレス等の方に対しては、一時生活支援事業により、衣食住に関する支援を実施し、退所後のアパート等への入居支援や、入居後の定着支援を行う事業※などにより、安定した住まいの確保を推進しています。

※「地域居住支援事業」（令和4年度予算額：594億円の内数）

一時生活支援事業のシェルター退所者や居住に困難を抱える者であって地域社会から孤立した状態にある低所得者に対して、一定期間、入居支援や訪問による見守り等を行う。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

- ⑯ 一時生活支援事業や地域居住支援事業における支援、緊急的な一時支援を居住支援事業として再編した上で必須事業化を求める。

(答)

1 一時生活支援事業等の制度見直しについては、社会保障審議会の部会において議論していくこととしており、引き続き検討を深めてまいります。

(社会・援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室)

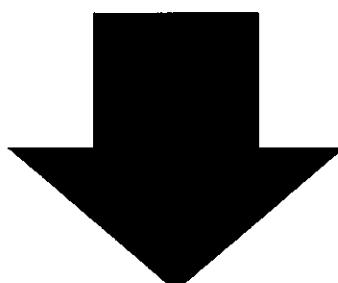
10月20日（木） 貧困問題の抜本的解決を求める院内集会＆対話集会

【生活困窮者自立支援】

- ⑯ 求職者支援制度の要件緩和を更にすすめ、認定、資格取得と専門分野の技能・実務に特化したカリキュラムの内容から柔軟な制度に変えることを求める。

(答)

- 1 求職者支援制度については、雇用保険の附帯事業として位置づけられており、雇用保険財源を活用した事業であることから、職業訓練の受講を通じて、雇用保険の適用となる就職を目指す方を支援する制度となっています。
- 2 そのうえで、求職者支援訓練においては、
 - ・就業経験が無い方などを対象に、就職に必要なコミュニケーション能力等も含め、基礎的な能力を付与する「基礎コース」を設けるとともに、
 - ・コロナ禍において非正規雇用労働者の方々などが訓練を受講しやすくなるため、職業訓練の期間や内容の多様化・柔軟化や、月10万円を支給する職業訓練受講給付金の支給要件を緩和する特例措置を今年度末まで設けています。



- 3 さらに、求職者支援訓練が、生活困窮者等の就職困難者の方々に対し、より効果的な制度となるよう、地域のニーズに適した、精度の高い職業訓練を実施するため、本年10月から施行された改正職業能力開発促進法に基づき設けられた、都道府県単位の「地域職業能力開発促進協議会」において、地方公共団体の生活困窮者自立支援制度主管部局等の参画を求めるよう促しているところです。
- 4 今後とも、生活困窮者の方々を含めた求職者のニーズに応じた効果的な職業訓練が実施されるよう取り組んでまいります。

(人材開発統括官付参事官（人材開発政策担当）付訓練企画室)
(職業安定局総務課訓練受講支援室)

⑯日本学生支援機構の奨学金は、第二種奨学金（有利子）は例外的な制度として縮小し、2017年に創設された給付型奨学金は規模を拡大し、新所得連動型奨学金返還制度は対象を拡大したうえで一定期間の返済後は残債を免除する制度を導入することを求める。【文部科学省】

（給付型奨学金について）

- ・2017年に創設された給付型奨学金は2020年より、給付型奨学金と授業料減免を合わせて行う「高等教育の修学支援新制度」として大幅に拡充しております。この高等教育の修学支援新制度における給付型奨学金については例えば、私立大学へ自宅外から通学する場合、年間約91万円とするなど、学業に専念するために必要な学生生活費を賄えるような額となるよう設定しています。

（所得連動返還型奨学金制度の対象の拡大について）

- ・所得連動返還型奨学金制度の対象の拡大については、有利子奨学金に適用した場合の返還長期化に伴う利息負担の増大などの諸課題が想定され、慎重な検討が必要と考えています。
- ・なお、同制度を利用できない方については、「減額返還制度」が利用可能です。この制度は収入などの要件を満たす場合、本人の判断で返還月額を1/2や、1/3に減額することができるものです。
- ・第一種奨学金、第二種奨学金のいずれにおいても、また既卒者も利用できる減額返還制度について、返還者の判断で柔軟に返還できるよう見直すことが、教育未来創造会議において提言されており、文部科学省としては提言も踏まえながら引き続き奨学金の返還負担軽減に努めてまいります。

（一定期間の返済後は残債を免除する制度の導入について）

- ・貸与型奨学金の返還を免除することについては、貸与した学生等からの返還金が次世代の学生等への奨学金の原資となっていることや、奨学金を利用しなかった方、既に返還を完了した方との公平性の観点などから、慎重な検討が必要と考えております。

高等教育の修学支援新制度

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！



対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した
大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。

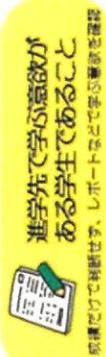


どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



進学先で学ぶ意欲がある学生であること
就職だけで卒業せず、サポートなどで学ぶ意欲を探求



将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるので？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例 4人家族（本人（18歳）父（給与所得者）母（無収入）・中学生）で、
本人人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支給額（年額）

| 上限額 | | 上限額の1/3 | | 上限額の2/3 | |
|--------|--------|---------|--------|---------|--------|
| ※91万円 | ※61万円 | ※47万円 | ※30万円 | ※30万円 | ※23万円 |
| ※70万円 | ※47万円 | ※30万円 | ※23万円 | ※23万円 | ※17万円 |
| ※270万円 | ※300万円 | ※380万円 | ※380万円 | ※380万円 | ※300万円 |

授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅰ区分、第Ⅲ区分の場合、それされない区分の額の2／3、1／3）

| 区分 | 生戻非課税世帯等（第Ⅰ区分）の場合は 授業料等の免除・減額の上限額（年額） | | | 生戻非課税世帯等（第Ⅱ区分）の場合は 授業料等の支給額（年額） |
|--------------|--|-------|-------|------------------------------------|
| | 入学金 | 授業料 | 入学金 | |
| 大学・短期大学・専門学校 | 約28万円 | 約54万円 | 約26万円 | 約70万円 |
| 専門大学 | 約17万円 | 約39万円 | 約25万円 | 約62万円 |
| 高等専門学校 | 約8万円 | 約23万円 | 約13万円 | 約70万円 |
| 高等専門学校 | 約7万円 | 約17万円 | 約16万円 | 約59万円 |

給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。

| 区分 | 生戻非課税世帯等（第Ⅰ区分）の場合は 授業料等の免除・減額の上限額（年額） | | 生戻非課税世帯等（第Ⅱ区分）の場合は 授業料等の支給額（年額） |
|--------------|--|-------|------------------------------------|
| | 入学金 | 授業料 | |
| 大学・短期大学・専門学校 | 約35万円 | 約80万円 | 約46万円 |
| 専門大学 | 約21万円 | 約41万円 | 約17万円 |
| 高等専門学校 | 約52万円 | 約32万円 | 約8万円 |



新制度の周知にあたって

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいたくお願いいたします。

ポイント① 進学前の予約採用に申し込めなかつた方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

※予約採用（在学前の採用）の申込受付は、4月から7月末までです。

※進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など（注）にも、本制度を知っています。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。
（注）高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程

特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかりと学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っています。文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。



文部科学省 特設ホームページ
「学びたい気持ちを応援します」
（制度全体の概要をご案内しています。）

「高等教育の修学支援」公式キャラクター
[まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）]



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「給付型奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを大まかに調べられます。)

⑯ アルバイト収入を失い、またはアルバイト収入が減少して、収入が保護基準を下回った大学生等に対し、生活保護の利用を認めることを求める。

(答)

- 1 生活保護を受給しながら、大学等に就学することについては、一般世帯で高等学校卒業後に大学等に進学せずに就職する方や、奨学金やアルバイトなどで自ら学費や生活費を賄いながら大学等に通う方等とのバランスを考慮する必要があるため、困難と考えています。
- 2 一方、文部科学省では、令和2年4月から開始された修学支援新制度において、生活保護世帯を含む低所得世帯の子どもたちを対象として、授業料及び入学金の減免や給付型奨学金による生活費の支給といった支援が実施されていると承知しています。

(社会・援護局保護課)

| 要 望 | 回 答 |
|---|--|
| ④ 貸し付けでもない生活保護でもない「給付付き税額控除制度」の新設を求める。 | <p>○ 「給付付き税額控除」については、生活保護など、同様の政策目的を持つ制度との関係を十分に整理することが、まずは必要であると考えています。</p> <p>○ その上で、新たに「給付付き税額控除」を導入するには、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 所得や資産の把握が必要といった課題のほか、・ 行政の執行可能性やコストといった課題等があり、慎重に検討していく必要があると考えています。 |
| ⑮ 雰囲な事業者やフリーランスを苦しめるインボイス制度の導入は、ただちに中止することを求める。 | <p>○ インボイス制度は、複数税率の下で、適正な課税を行うために必要なものとして、法律に基づいて令和5年（2023年）10月から始まることとなっています。</p> <p>○ 免税事業者が行う取引への影響については、</p> <ul style="list-style-type: none">・ 免税事業者の行う取引のうち約6割については BtoC 取引であり、インボイスの交付を求められないことや・ 売上先が簡易課税制度を適用している事業者であればインボイスの保存がなくとも控除ができること、・ 免税事業者からの仕入れであっても、制度移行後の3年間は現行の80%、その後の3年間は50%を控除できること、 <p>など丁寧に制度を説明し、必ずしも全ての免税事業者に直接影響が</p> |

生じるものではないことを周知していく必要があると考えています。

- その上で、本制度への移行によって、免税事業者が BtoB 取引において不當に扱われるような事態は回避しなければならず、具体的には、
 - ・ 免税事業者との取引について、発注者側が関係法令上で留意すべき点を Q&A 形式で明らかにし、各事業者団体へ送付し、法令順守要請を行う、
 - ・ 下請けかけこみ寺や駆け込みホットラインでの相談対応を行う、
 - ・ 下請 G メンや書面調査による状況把握や、発注者側への牽制を行う、
- といった取組みを行っております。
- 加えて、
 - ・ 中小・小規模事業者が経営相談等を行う相談窓口体制の強化を行うとともに、
 - ・ IT導入補助金によりインボイス制度も見据えた中小・小規模事業者のデジタル化による事務負担の軽減や、
 - ・ 持続化補助金によりインボイス施行事業者となる小規模事業者の販路開拓

などの支援策を講じております。

- 今後とも、制度の円滑な移行に向けて、関係省庁で連携しながら、これらの支援策や制度の周知・広報を始めとした取組を丁寧に進めています。

貧困問題の抜本的解決を求める院内集会＆対話集会

10月20日（木）15：00～17：30 衆IB1会議室

⑯ 零細な事業者やフリーランスを苦しめるインボイスの導入は、ただちに中止することを求める。フリーランスにもセーフティネット充実を求める。

（※前段のインボイスについては、財務省より回答。）

（答）

- フリーランスも含め、どのような働き方をしても、セーフティネットが確保され、誰もが、安心して、希望通りに働くことを可能とすることを基本的考え方として「勤労者皆保険」の実現について検討しているところです。
- 本年9月7日の全世代型社会保障構築本部において、総理より、国民のライフスタイルが多様化する中で、働き方に中立的な社会保障制度等を構築すべく、勤労者皆保険の実現に向けた方向性を議論するよう指示があったところです。これを踏まえ、年末に向けて、全世代型社会保障構築会議において議論を進めているところであり、関係省庁と連携して、引き続き検討を進めてまいります。

（政策統括官（総合政策担当）付政策統括室）

（保険局保険課）

（年金局年金課）

「貧困問題の抜本的解決を求める院内集会」対応について
※（立）山崎誠事務所から依頼

男女共同参画局

要請項目（抜粋）

【女性】

⑯ 政策の前提として、コロナ禍における女性に生活・労働・貧困や減収の状態、家庭内のDV・虐待などについての大規模な全国調査を早急に行うことを求める。

（答）

○ 新型コロナウイルス感染症が女性に与える影響については、政府統計などの既存の様々なデータを通じて、引き続き、把握に努めてまいります。

㉑ 夫や家族の暴力から女性を守る対策を求める。今の制度では被害者が逃げて多くのものを失わなければならない。被害者ばかりが失う制度からの脱却が必要

（答）

○ 配偶者からの暴力（DV）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、加害者に対しては、配偶者暴力防止法における保護命令の対象となるほか、犯罪行為については検挙等の対象となります。また、加害者対応（加害者プログラム（※））については、実施体制の在り方等について検討を行っているところです。

（※）加害者プログラムとは、加害者に働きかけることで加害者に自らの暴力の責任を自覚させるプログラムのこと。

○ 更に、配偶者暴力防止法の見直しを含め、配偶者暴力対策の強化の検討を進めているところです。

②〇 給付金などは世帯単位ではなく個人単位に給付することを求める。

(答)

- 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯の生活の支援を行うため、本年4月の予備費決定により、低所得の子育て世帯に対して、児童一人当たり5万円を給付しています。
- DV避難中の方については、
 - ① 配偶者に給付金がまだ支給されていなければ、現在、居住している市町村に申出をすることで、
 - ・ 配偶者への給付金の支給を差止めするとともに、
 - ・ DV避難者が受給できる、
 - こととしています。
 - ② さらに、配偶者がすでに給付金を受給している場合も、DV保護命令が出ていること等の要件を満たせば、ひとり親世帯向けの同様の給付金を受給できる仕組みとしています。

(厚生労働省子ども家庭局総務課低所得子育て世帯特別給付金業務室)

- ㉙ 現在の日本で在留資格がないことは、基本的人権がはく奪されたのと同じ状況である。
非正規滞在の外国人すべてに対して、在留資格を付与するか、そうでなければ公的に生活保障することを求める。

(回答)

法令に従い手続を進めた結果として、退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であり、御指摘の外国人のすべてに対して、在留資格を付与することは困難です。

㉓ 生活に困窮している外国人について、緊急の人道的対応が求められる場合には、在留資格の有無やその種類にかかわらず日本人と区別することなく生活保護準用の対象に含めることを求める。

(答)

- 1 外国人に対する保護については、生存権保障の責任は第一義的にはその者の属する国家が负うべきであるとの考え方方に立ちつつも、人道上の観点から行政措置として行っているものです。
- 2 また、生活保護は、稼働能力、資産その他あらゆるものを活用してもなお生活に困窮する者を保護することを原則としており、仮に活動に制限のある外国人に保護を行った場合、日本人に対する保護の適用と均衡を失するおそれがあると考えております。
- 3 このため、日本人と同様に日本国内での活動の制限を受けない「永住者」「定住者」等の在留資格を有し、適法に日本に滞在する外国人の方に限って、保護の対象としているところです。

(社会・援護局保護課)

②④ 国境封鎖や諸般の事情により帰国できず、日本で生計を維持しなくてはならない短期滞在者、難民申請者、仮放免者に対して就労を許可することを求める。

(回答)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、出入国在留管理庁においては、これまで帰国ができないなど困難を抱える外国人に対して就労可能な「特定活動」への在留資格変更を認めたり、在留資格「短期滞在」の者に対しては、本邦での生計維持が困難である場合には資格外活動許可を付与するなどの措置を執ってきたところです。

- ㉕ 仮放免者でホームレスになる者が続出している。民間シェルターでは対応しきれない。
仮放免者への宿泊施設の提供（例えば、公営住宅の提供の確実な保障）あるいは宿泊費の公的な負担を求める。

(回答)

法令に従い手続を進めた結果として、退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であり、仮放免中の生計は、本人の資産や、身元保証人、御家族等の支援によって賄われることを想定しています。

②6 入管施設から仮放免された人のほとんどが、何らかの疾患をもち持病を悪化させている。健康保険がなく、就労も禁止されているため、医療費を払うことができず、病院に行けない。仮放免中は入管が医療費を負担していることを求める。

または健康保険に加入できる様にする。全ての医療機関で無料もしくは低額で診療を受けられる保証を行い必要な経費の公的負担を求める。

(回答)

法令に従い手続を進めた結果として、退去強制が確定した外国人は、速やかに日本から退去することが原則であり、仮放免中の生計は、本人の資産や、身元保証人、御家族等の支援によって賄われることを想定しています。

国民健康保険は、日本国内に住所を有する者に適用することとしており、外国人についても、適正な在留資格を有し、住所を有していれば、原則として適用対象としております。

これは、社会保障制度のよって立つ社会連帯と相互扶助の理念から、単に国内に住所を有しているという事実だけでは足りず、適正な資格を有して在留する外国人のみを対象とすることを原則としているものです。

このため、在留資格のない外国人について、国民健康保険制度の適用対象とすることは困難です。

仮放免中の外国人も、第二種社会福祉事業である無料低額診療事業の対象となる場合があるため、お近くの社会福祉協議会等にご相談ください。

②⑦ 日本で生まれた外国人（無国籍を含む）の子供たち及び日本で義務教育を受けている、あるいは卒業した子供たちには将来的に不安を感じることなく健全な生活を送る権利があるので日本社会の定着性を認め、無条件で在留資格を付与することを求める。

（回答）

本邦に適法に在留している外国人が子どもを出生し、その子どもが日本国籍を持たない場合、生まれた日から 60 日を超えて引き続き日本に在留しようとする場合には、生まれた日から 30 日以内に在留資格取得許可申請を行うことで、身分関係等に応じて「家族滞在」、「定住者」、「永住者の配偶者等」等の在留資格を付与しています。

10月20日(木) 生きさせろ！コロナからもうすぐ3年
出口の見えない困窮者支援貧困問題の抜本的解決を求める院内集会＆対話集会

②⑧ 外国人DV被害者の支援を求める。在留資格の有無や種類にかかわらず、すべてのDV被害者が一時保護施設を利用できるよう通知を出すこと。在留資格がなかったり短期滞在の場合、DV被害を受けても外国人女性はシェルターに入居させてもらえない。お金もなく、日本に知り合いもおらず、頼る先の外国人女性が実質シェルターから排除されている。
(シェルターそのものには国籍や在留資格による制限はないのだが、自立できない（生活保護を利用できない在留資格だから）という理由で断られる。

(答)

- 1 日本在住の外国人DV被害者については、在留資格の有無を問わず、被害者に対し適切な対応を探ることが必要と考える。
- 2 厚生労働省で所管する婦人相談所一時保護所については、外国人DV被害者のうち、在留資格がない方々などについても、放置することで危害が加えられる恐れがあり、緊急に保護を要すると認められ、かつ他に適当な援助機関が存在しない場合は、一時保護の実施が可能である旨を通知しているところである。

- 3 また、婦人相談所ガイドラインにおいて、自立の目処が立たないということを理由に、一時保護をしないという運用は行ってはならない旨を記載しているほか、外国人女性を緊急的に一時保護する際に必要な費用の補助に取り組んでいるところである。
- 4 これらの取組を通じて、引き続き、外国人DV被害者に対し、適切な対応が採られるよう努めてまいりたい。

(厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課)